

指定地域密着型通所介護事業所
デイサービスセンター かおり
利用契約書

医療法人 きらり

地域密着型通所介護サービス利用契約書

目 次

章	内容・事項	ページ
第一章	総則	………… 2・3
第二章	サービスの利用と料金の支払い	………… 3
第三章	事業者の義務	………… 4
第四章	利用者の義務	………… 4
第五章	損害賠償	………… 4・5
第六章	契約の終了	………… 5・6
第七章	その他	………… 6・7

医療法人 きらり

愛媛県伊予郡松前町筒井 1540

TEL 089-961-6262

FAX 089-961-6260

指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり

愛媛県伊予郡松前町筒井 1579 番地 1

TEL 089-961-6900

FAX 089-961-6901

ご利用者_____様（以下「利用者」と言います。）と介護保険指定事業者「医療法人 きらり」理事長 盛次 義隆（以下「事業者」と言います。）は、「デイサービスセンターかおり」が利用者に対して提供する地域密着型通所介護サービスについて、次のとおり契約（以下「本契約」と言います。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条に定める介護サービスを提供します。

- 2 事業者が利用者に対して実施する介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、個別に作成する地域密着型通所介護計画に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から6ヶ月間とします。

- 2 契約有効期間の満了日の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で6ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（地域密着型通所介護計画の決定・変更）

事業者は、利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には当該計画に沿って地域密着型通所介護計画を作成するものとします。

- 2 事業者は、前項の介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合でも、地域密着型通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等介護サービス計画（ケアプラン）作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、地域密着型通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して事前に交付・説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて地域密着型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、地域密着型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、地域密着型通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、地域密着型通所介護計画を変更した場合は、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。また、利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者との連絡調整を行います。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、利用者との合意に基づき、地域密着型通所介護サービスを提供します。

- 2 事業者（通所介護）は、地域密着型通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練その他を提供するものとします。

第5条（通所介護サービスの実施）

利用者は、事前に作成した地域密着型通所介護計画に基づき、事業所において地域密着型通所介護サービスを利用することができます。

第6条（利用者等への説明）

代理人は、本契約に基づき事業者から行われる説明及び報告等について、利用者及びその家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第7条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員及び設備等を配置して、利用者に対し本契約に基づく地域密着型通所介護サービスを提供するとともに、建物及び付属施設の維持管理に努めるものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に直接関係することについては、利用者に対して事前に説明するものとします。
- 3 利用者は、前項の運営規程の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額）を事業者を支払うものとします。但し、利用者が未だ要介護認定を受けていない場合及び介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払うものとし、要介護認定後又は介護サービス計画（ケアプラン）作成後、自己負担分を除く介護保険給付を償還払いとして受けるものとします。

- 2 利用者は、前項の費用のほか、介護保険給付の対象とならないサービスを受ける場合には、事業者が別に定める介護保険対象外料金を事業者を支払うものとします。
- 3 利用者は、前2項の費用のほか、事業所の通常の事業の実施地域外の居宅から通い通所介護サービスを受ける場合には、事業者が別に定める交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。
- 4 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後に、事業者の指定する方法により支払うものとします。

第9条（利用日の中止・変更・追加）

利用者は、利用期日前において、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 利用者が、利用期日当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

第10条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合には、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前項以外のサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者及びその家族等に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 事業者及び事業者の使用する生活相談員、看護職員等のサービス従事者（以下「サービス従事者」という。）は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- サービス従事者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族等の意思を確認した上でサービスを実施するものとします。
 - 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として利用者の主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
 - サービス従事者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
 - 事業者は、利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供について記録を作成し、その記録の完了した日から5年間保管し、利用者又はその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
 - 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者、サービス従事者に対して定期的に避難、救出その他の訓練を行うものとします。

第12条（守秘義務等）

- 事業者に所属する職員は、地域密着型通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 事業者は、所属する職員が退職した後も、退職者に対して前項の守秘義務を履行させます。
 - 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 前3項の規定にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 利用者は、事業所の施設及び設備等をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 利用者は、利用者が事業所の施設又は設備等について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第14条（利用者の禁止行為）

- 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為を行うことはできません。
- 決められた場所以外での喫煙
 - サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うこと
 - その他決められた以外の物品等の持ち込み

第五章 損害賠償

第15条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損

害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意、過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第18条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 五 第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条（利用者からの中途解約等）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を即時解約することができます。
- 一 第18条第1項第三号または第四号により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第20条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者又はサービス従事者が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- 二 サービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 サービス従事者が故意又は過失により利用者又はその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

第21条（事業者からの契約解除）

事業者は、以下の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者による、第8条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第22条（精算）

第18条第1項第二号から第五号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払その他の義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第23条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切・誠実に対応するものとします。

第24条（緊急時の対応）

サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他災害時・事故発生時緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び利用者の家族、利用者に関わる居宅介護支援事業等に連絡するとともに、病院への搬送が必要と判断した場合は諸手続きを行います。

第25条（衛生管理）

事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について衛生的な管理に努めるものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

第27条（契約内容の了承）

本契約に定められた事項及び重要事項説明書の記載事項について、事業者は利用者には十分な説明を行う

とともに、利用者はその内容を理解了承の上で記名押印するものとします。

前頁の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

契約締結日

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者

住 所 愛媛県伊予郡松前町筒井1540

事業者及び事業所名

<事業者> 医療法人 きらり

<事業所> 指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり

理事長 氏 名 盛次 義隆 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との関係 _____

「指定地域密着型通所介護サービス」についての 重要事項説明書(運営規程)

医療法人 きらり

指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり

当事業所は、利用者に対して指定地域密着型通所介護（デイ）サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1.	事業者 2
2.	事業所の概要 2
3.	事業の実施地域と営業日・時間 2
4.	職員の体制 2
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金 3・4・5・6
6.	サービスの利用に関する留意事項 6
7.	緊急時等における対応方法 6
8.	非常時等における対応方法 6
9.	事故発生時の対応方法 7
10.	相談・苦情の受付について 7

1. 事業者

法人名	医療法人 きらり
所在地	愛媛県伊予郡松前町筒井1540
代表者氏名	理事長 盛次 義隆
設立認証日	平成23年3月25日
設立登記日	平成23年4月5日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着型通所介護事業所
事業所の名称	指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり
所在地	愛媛県伊予郡松前町筒井1579番地1
電話・FAX	電話 089-961-6900 FAX 089-961-6901
管理者氏名	二宮 礼
事業者指定	平成23年6月1日 愛媛県指令23中局福第95-10号 3873500981

3. 事業の実施地域と営業日・時間

事業の実施地域	伊予郡松前町
営業日・時間	営業日 月～土（年末年始は除く） 営業時間 8：30～17：30 サービス提供時間帯は、原則として 午前9時30分から午後16時45分までとする。
利用定員	15名

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1（兼務）		事業所の統括管理をおこないます。
生活相談員	1（兼務）	2	利用者の地域密着型通所介護計画の作成・変更、市町村や他の事業者との連絡調整をおこないます。
看護職員	3（兼務）	3（兼務）	利用者の健康管理、医療機関との連携をおこないます。
介護職員	5		利用者の日常生活上の世話・介助をおこないます。
機能訓練指導員	3（兼務）	3（兼務）	利用者の機能訓練指導をおこないます。（看護職員が兼務）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（利用契約第4条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割もしくは8割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、介護サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた地域密着型通所介護計画に定められます。

① 食事（食費は利用料とは別途いただきます。）

当事業所では、利用者の身体の状態を勘案し、栄養管理に配慮した和食中心のメニューをご用意しております。 食事時間（原則） 12:00～13:00

② 入浴

職員の介助により、入浴、身体の清拭をおこないます。寝たきり等、要介護度の重い方でもリフトを利用して、入浴をご利用になれます。

③ 日常生活上の世話

上記以外に、排泄や歩行介助など日常生活上のお世話をいたします。

④ 機能訓練・口腔機能訓練

機能訓練指導員が、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するために必要な訓練をおこないます。

⑤ レクリエーション活動

手指や脳の活性化、お友達づくりなど、楽しみを通して心身機能の若返りや強化を図ります。

⑥ 外出・交流活動

社会的孤立からの回復のために、近隣への外出、買い物実習、役場・銀行・郵便局などの利用練習、公共交通機関の利用練習、さらに挑戦的な活動などを実施します。

⑦ 延長利用料金

当事業所では、午前9時30分より午後4時45分までのサービス提供となっておりますが、利用者およびその家族の方の都合で前後に延長することが可能です。但し、その場合は通常のサービス提供とは異なり、時間待ちのための見守りのみです。延長利用料金は1時間当たり、500円となっております。

尚、サービス提供時間が9時間を超え、12時間以内の場合、介護保険による延長利用ができる場合があります。詳しくはご相談下さい。

<サービス利用料金（1日あたり）>（利用契約第8条）

下記の料金表に基づき、要介護度に応じた料金となります。7～8時間利用した場合の料金です。

	内容	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護保険 対象料金	基本利用料金※	7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円	
	送迎料金※	基本利用料金に含まれます。					
	入浴介助加算I	一般浴 400円					
	個別機能訓練加算 (どちらかを算定)	I1	560円				
		I2	760円				
	サービス提供体制強化加算I	220円					
	中重度者ケア体制加算	450円					
	生活機能向上連携加算II2	100円（1月につき）					
	口腔機能向上加算I	1,500円（月2回まで）					
	認知症加算	600円（該当者のみ）					
	延長加算	500円（1時間あたり）					
	標準例での合計 一般浴利用	8,910円	10,280円	11,700円	13,100円	14,500円	
本人負担額	1割負担	891円	1,028円	1,170円	1,310円	1,450円	
	2割負担	1,782円	2,056円	2,340円	2,620円	2,900円	
	3割負担	2,673円	3,084円	3,510円	3,930円	4,350円	
介護保険 対象外 料金	延長利用料金	30分当たり500円					
	食費	一食につき600円					
	その他の費用	紙おむつ代 単価150円 パッド代 単価20円～80円 サークル活動の材料費 実費 茶菓代 50円/日					

※介護職員等処遇改善加算(I)：

上記の該当する基本利用料金及び加算に、9.2%を乗じた単位が加算されます。

※送迎サービスを利用しない場合は、片道につき470円を基本利用料金より減算します。

※基本利用料金は、利用時間数をサービス提供時間内(9:30～16:45)であれば、短縮することもできます。
その場合、基本利用料金は下記表のとおりとなります。

利用時間数	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
3～4時間	基本利用料金	4,160円	4,780円	5,400円	6,000円	6,630円	
	本人負担額	1割負担	416円	478円	540円	600円	663円
		2割負担	832円	956円	1,080円	1,200円	1,326円
		3割負担	1,248円	1,434円	1,620円	1,800円	1,989円

4～5時間	基本利用料金		4,360円	5,010円	5,660円	6,290円	6,950円
	本人負担額	1割負担	436円	501円	566円	629円	695円
		2割負担	872円	1,002円	1,132円	1,258円	1,390円
		3割負担	1,308円	1,503円	1,698円	1,887円	2,085円
5～6時間	基本利用料金		6,570円	7,760円	8,960円	10,130円	11,340円
	本人負担額	1割負担	657円	776円	896円	1,013円	1,134円
		2割負担	1,314円	1,552円	1,792円	2,026円	2,268円
		3割負担	1,971円	2,328円	2,688円	3,039円	3,402円
6～7時間	基本利用料金		6,780円	8,010円	9,250円	10,490円	11,720円
	本人負担額	1割負担	678円	801円	925円	1,049円	1,172円
		2割負担	1,356円	1,602円	1,850円	2,098円	2,344円
		3割負担	2,034円	2,403円	2,775円	3,147円	3,516円
7～8時間	基本利用料金		7,530円	8,900円	10,320円	11,720円	13,120円
	本人負担額	1割負担	753円	890円	1,032円	1,172円	1,312円
		2割負担	1,506円	1,780円	2,064円	2,344円	2,624円
		3割負担	2,259円	2,670円	3,096円	3,516円	3,936円
8～9時間	基本利用料金		7,830円	9,250円	10,720円	12,200円	13,650円
	本人負担額	1割負担	783円	925円	1,072円	1,220円	1,365円
		2割負担	1,566円	1,850円	2,144円	2,440円	2,730円
		3割負担	2,349円	2,775円	3,216円	3,660円	4,095円

●上記料金は介護保険法の定める基準に従い、法改正等により変更される場合があります。

●介護保険対象利用料金についての利用者の自己負担額は、原則として介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額、および介護保険対象外料金全額となります。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

（2）介護保険給付の対象とならないサービス利用料金（利用契約第8条）

☆下記の料金は全額が自己負担となります。

- ・ 介護保険の給付限度額を超える範囲のサービス利用料金
- ・ 食事提供にかかる費用（1食につき600円）
- ・ レクリエーション、クラブ活動の参加費（材料代を含む）
- ・ 茶菓代（1回につき通常50円）
- ・ 日常生活上必要となる諸経費

日用品等の購入代金など、利用者本人が負担することが適当と認められるもの（おむつ代、洗濯代など）

(3) 交通費

事業所の通常の事業の実施地域外から利用する際の送迎にかかる交通費については、要した費用の実費相当額をお支払いいただきます。

当事業所の **<通常の事業実施地域>** は以下のとおりです。

《伊予郡松前町》

上記の市町村以外にお住まいの方が当事業所の指定地域密着型通所介護サービスを受ける際には、居宅と事業所の間を送迎するための交通費が必要となることがあります。

送迎サービスを利用しない場合にはお支払いいただく必要はございません。

●通常の事業実施地域を越えた地点からご利用者の居宅までの距離が

おおむね往復10km未満の場合 → 1回の送迎につき 500円

おおむね往復20km未満の場合 → 1回の送迎につき 1,000円

おおむね往復30km未満の場合 → 1回の送迎につき 1,500円

●利用者の居宅が遠距離にあり、当事業所の職員等の稼働状況から業務に支障をきたす恐れがある場合は、サービス利用のご希望に添えられません。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（利用契約第8条）

前記(1)・(2)・(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | |
|----------------------|
| ア. 口座引落（事前の手続きが必要です） |
| イ. 現金払い |
| ウ. その他、事業者の指定する方法 |

(5) 利用の中止、変更、追加（利用契約第9条）

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

○利用日当日に食事サービスの中止を申し出た場合、食材料費のみお支払いいただく場合があります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用予約の状況により利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 地域密着型通所介護サービスの利用に関する留意事項

地域密着型通所介護サービスの利用にあたって、以下の事項について事前にご了承ください。

○レクリエーション活動の一環として外出をすることがあります。

○クラブ活動やレクリエーション活動の際には、材料代、外部施設の使用料金などの実費を徴収する場合があります。

7. 緊急時等における対応方法（利用契約第11条）

利用中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに、看護師等による応急処置を実施し、状況を判断した上で、Dr 盛次診療所に搬送します。それ以外については、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

8. 非常時等における対応方法

事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き非常災害対策に関する取り組みを行います。

〔災害対策に関する担当者（防火管理者）職氏名〕生活相談員 盛次 有希

消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

9. 事故発生時の対応方法

利用中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	介護事業者賠償責任補償
補償の概要	対人賠償 1億円限度 対物賠償 1,000万円限度 等

10. 相談・苦情の受付について（利用契約第23条）

（1）当事業所における相談・苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口（担当者）

電話 089-961-6900

FAX 089-961-6901

〔担当者職氏名〕受付担当者 管理者 二宮 礼

解決責任者 生活相談員 盛次 有希

○受付時間 8:30～17:30（月～土・祝日）

※ 年末年始または臨時休業日は除きます。

※ 担当者不在の場合は当番制により対応させていただきます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

松前町役場 保険課	所在地：伊予郡松前町大字筒井631 電話：089-985-4115
愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地：愛媛県松山市高岡町101-1 電話：089-968-8800（代表）
愛媛県社会福祉協議会 利用者支援班	所在地：松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内 電話：089-998-3477

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり

説明者 職員氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

また、利用契約第 12 条に規定する個人情報の利用についても同意しました。

利用者 住所 _____

利用者 氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

代理人 氏名 _____

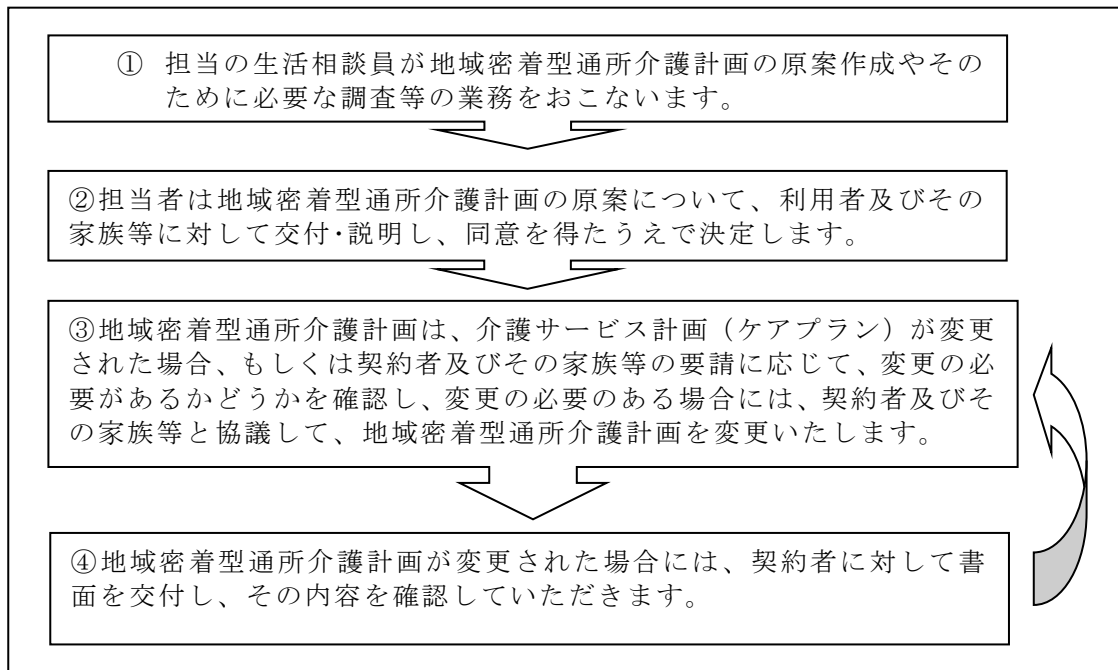
利用者との関係 【 】

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

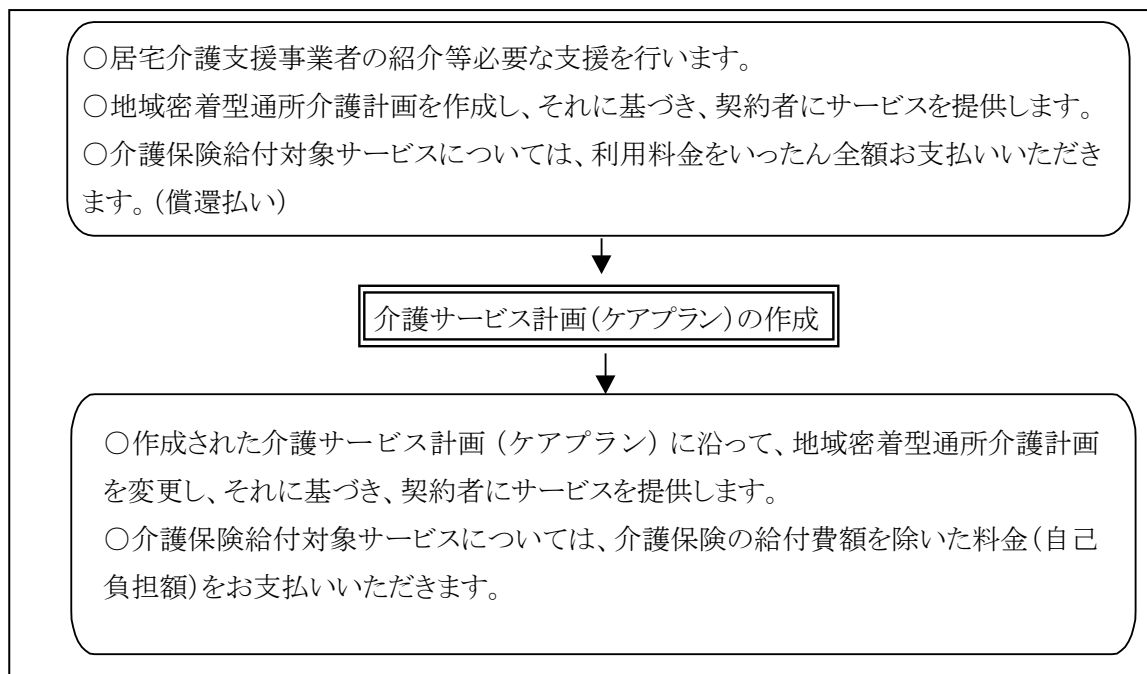
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「地域密着型通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

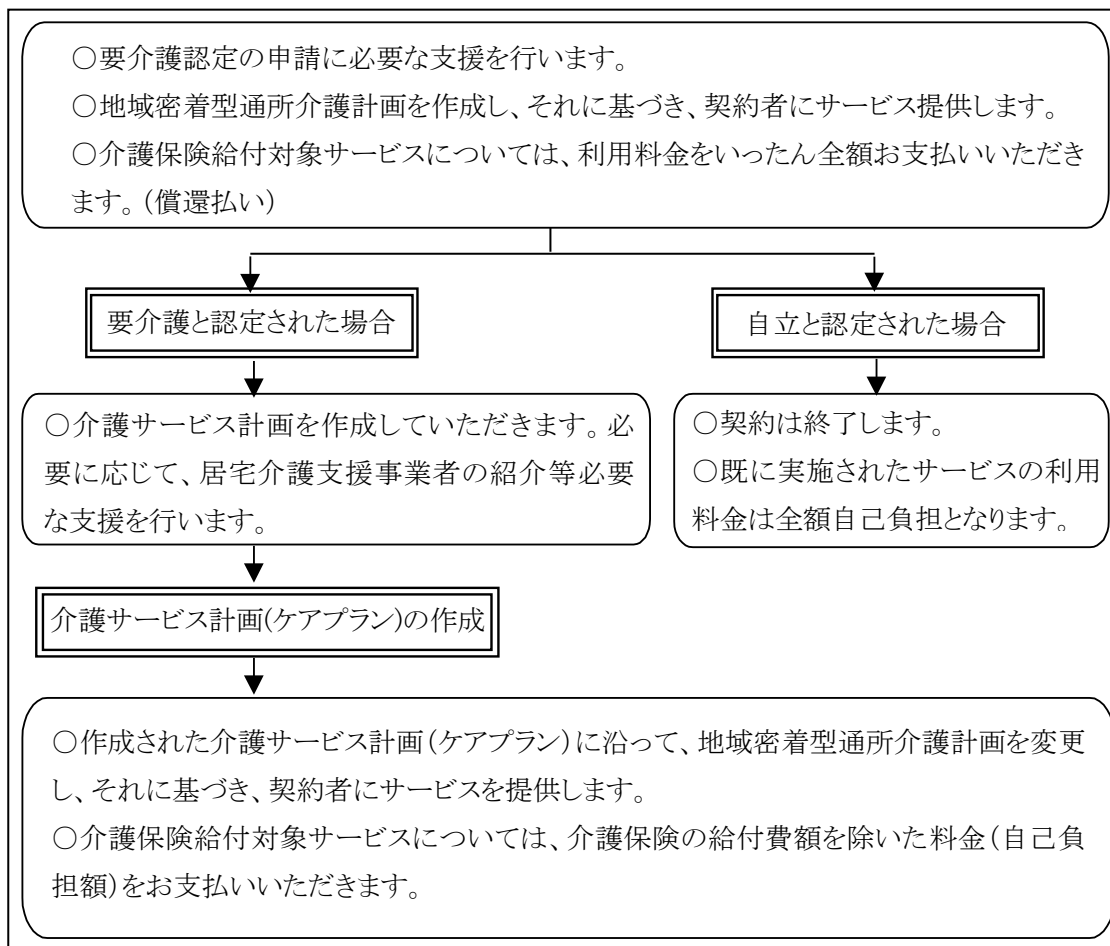


- (2) 利用者に係る「介護サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（利用契約第11・12条）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者、その家族等から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。
- ⑤事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

3. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（利用契約第13・14条）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内での喫煙はできません。

4. 損害賠償について（利用契約第15・16条）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間中は、継続してサービスを利用することができます。しかし、以下のような事由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（利用契約第18条）

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散、若しくは破産した場合又はやむを得ない事由で事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合

(1) 利用者からの解約・契約解除の申出（利用契約第19・20条）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約することができます。

- ①利用料金又は運営規程の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者に係る介護サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める地域密着型通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除（利用契約第21条）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（利用契約第18条）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。